

平成三十一年度予算及び平成三十年度補正予算における国公立大学法人関係  
予算の拡充等に関する決議

我が国社会の活力や持続可能な成長を担うのが国の政策として全国に配置された国立大学や各地方公共団体が設置する公立大学をはじめとする高等教育機関である。

国立大学は Society 5.0 と第四次産業革命の進展、人生100年時代の到来などの社会の変革をリードする役割を果たすことが求められているが、運営費交付金の削減累積によって、十分な教員の確保や施設・設備の整備などの基盤的な教育研究環境の維持・確保にも支障を来している。さらに、公立大学には地方公共団体が設置する大学として、地域連携機能の強化をはかることが求められる。

このような状況の中、次の事項について万全を期すべきである。

- 一 国立大学法人運営費交付金等の設備整備を含む基盤的経費の増額及び中長期的見通しを持ち戦略的な経営と改革を可能とする評価制度の確立
- 二 国立大学法人等施設整備費補助金等の増額（補正予算を含む）
- 三 国立大学附属病院に必要な財政的支援の確保
- 四 地域連携機能強化のための公立大学への財政支援の充実
- 五 高等教育の無償化における公立大学への財源について、国からの確実な措置

特に、これからの第三期中期目標期間の後半に向けて、地方創生やイノベーション創出の中核を担う国立大学が、財務基盤の不安定化によりその歩みが止まることのないよう、基盤的経費である運営費交付金や国立大学法人等施設整備費補助金等により安定的に支援することが不可欠である。

また、国立大学に対する評価の在り方及び評価に基づく支援の在り方については、拙速な議論を行うのではなく第四期中期目標期間を見据え、国立大学が将来を見通した経営戦略の下に自律的な運営を行うことができるようにするという国立大学法人制度の本旨に則り、大学の多様性、教育研究の継続性や経営の安定性に配慮して、今後、専門的な視点も踏まえつつ、幅広い議論を十分に行いながら、速やかに検討すべきである。

右決議する。

平成三十年十一月十六日

国公立大学振興議員連盟